

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告します。

令和2年4月22日

奈良県知事 荒井正吾

1 業務概要

(1) 業務名

奈良県中央卸売市場再整備に係る事業者公募準備業務委託

(2) 業務の目的

令和元年9月に策定した「奈良県中央卸売市場再整備基本計画」では、再整備のコンセプトとして市場本来の卸売機能となる「B to B」と県民や観光客など一般消費者を対象とした賑わいづくりを目的とした「B to C」が、相互に連携して地域の活性化を図ることを目的としています。

中央卸売市場再整備事業は、市場施設と賑わい施設を複合的に整備するため、市場全体を有機的に機能させていくことが重要です。また、市場エリアを整備した後に、賑わいエリアを整備する方針としており、それぞれのエリアにおいて民間事業者を公募で選定し、民間活力を導入する予定です。

このため、本業務では、市場敷地全体の土地利用等を想定した実施プランを作成し、マネジメントするとともに、実施プランの整備手法に沿った「B to B」エリアの事業者公募に向けた技術的支援、選定準備支援業務を委託します。

(3) 委託料上限額 78,980,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(4) 業務の仕様等

奈良県中央卸売市場再整備に係る事業者公募準備業務委託企画提案仕様書の示すところによるものとします。

(5) 履行期間

契約締結日から令和3年3月25日(木)まで

2 参加資格

単体企業であって、次に掲げる要件のすべてを満たす者としてします。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止要領に基づく入札参加停止、又は奈

奈良県物品等の契約に係る入札参加停止等措置要領に基づく入札参加停止の措置の期間中でない者であること。

- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- ④ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- ⑤ 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- ⑥ 「暴力団による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第2号に規定する暴力団でないこと。
- ⑦ 暴力団員又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人でないこと。
- ⑧ 上記⑥及び⑦並びにそれらの構成員（以下「暴力団等」という。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。以下同じ。）を行う法人でないこと。
- ⑨ 役員等（役員及び経営に事実上参加している者。以下同じ）が暴力団等の利益となる活動を行う法人でないこと。
- ⑩ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係（相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交友関係をいう。）を有している法人でないこと。
- ⑪ 奈良県物品購入等に係る競争入札参加等に関する規定に基づく競争参加資格者名簿の営業種目Q4（検査・分析・調査業務）、Q7（諸サービス）、又は令和元年度奈良県建設工事等競争入札参加資格者名簿の「建設コンサルタント」の「都市計画及び地方計画」に登録されている者であること。
- ⑫ 過去10年以内に、複数の施設整備が連関するプロジェクトの計画策定支援又はコンストラクションマネジメント業務を受託した実績を有すること。なお、施設整備については、延床面積合計が10,000㎡以上の規模とし、新設又は改築に係るものとする。

3 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 2の参加資格に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 受付期限までに提案書等の所定の書類が整わなかったとき。
- (6) その他不正な行為があったとき。

4 手続等

(1) 担当部署

奈良県食と農の振興部中央卸売市場再整備推進室総務調整係

住 所 〒639-1123 大和郡山市筒井町957-1 (奈良県中央卸売市場内)

T E L 0743-56-7004

F A X 0743-56-7014

(2) 企画提案実施要領の配布

(1)の担当部署又は「奈良県中央卸売市場再整備推進室ホームページ」から入手するものとします。

ただし、担当部署による配布は、5月1日(金)(午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで)までとし、奈良県の休日を定める条例(平成元年3月31日奈良県条例第32号)第1条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除きます。

(3) 参加表明書の提出

受付期間 令和2年4月23日(木)から5月1日(金)午後5時まで(持参により提出する場合は、各日午前9時から午後5時までとし、このうち、正午から午後1時までと県の休日を除きます。)

提出先 (1)の担当部署に同じ

提出物 ・参加表明書(様式1-1) 1部
・参加表明者の業務の実績(様式1-2) 1部

提出方法 持参又は郵送

※郵送の場合は簡易書留等の郵便物の到着が確認できる方法とし、提出期限までに必着のこと。

(4) 提案書の提出

受付期間 令和2年5月11日(月)から5月21日(木)午後5時まで(持参により提出する場合は、各日午前9時から午後5時までとし、このうち、正午から午後1時までと県の休日を除きます。)

提出先 (1)の担当部署に同じ
提出物 提案書(表紙)(様式2-1)
実施体制説明書(様式2-2)
企画提案書(様式2-3)
所要経費内訳書(任意の様式)
各10部

提出方法 持参又は郵送

※郵送の場合は簡易書留等の郵便物の到着が確認できる方法とし、提出期限までに必着のこと。

(5) 提案書についてのヒアリング

提案書について、ヒアリングを実施します。以下を予定していますが、詳細については提案書提出後に個別に通知します。

日時 令和2年5月下旬(予定)

場所 別途連絡します。

出席者 合計4名以内

(6) 質問の受付

企画提案実施要領に示すところによるものとします。

5 委託業者の特定

提案書を評価基準により審査し、最も高い評価を得た事業者を受託者として特定します。

6 契約の締結

5により特定された者と契約締結の交渉を行います。契約交渉が不調の時は、5により順位づけられた提案者の上位の者から順に契約締結の交渉を行います。

7 契約の不締結

受託者の特定後、契約締結までの間に、受託者として特定された者について、次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- (1) 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(常時建設工事等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) (2)に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合において、発注者が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

8 契約の解除

契約の締結後、受託者について7の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがある。この場合は、受託者は損害賠償金を納付しなければならないものとする。

9 その他

- (1) 契約書の作成を要します。
- (2) 契約保証金については、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条に定めるところによるものとします。
- (3) この公募型プロポーザルへの参加に係る経費は、事業者の負担とします。
- (4) 提出された提案書は返却しません。
- (5) 新たに入札参加資格を得ようとする者は、参加表明書の提出期限までに資格者の登録手続きを行っていることを条件とします。入札参加資格を得るために必要な書類等は、次に示す部署に問い合わせてください。
〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県会計局総務課調達契約係（県庁主棟1階）
電話0742-27-8908
- (6) 「奈良県中央卸売市場再整備基本構想」、「奈良県中央卸売市場再整備基本計画」については、県ホームページ（<http://www.pref.nara.jp/53028.htm>）を参照してくだ

さい。

- (7) 奈良県中央卸売市場再整備に係る事業の設計・施工・運営事業者の公募においては、本業務の受託者及び受託者と資本面又は人事面において関連している者は参加することができません。

資本面又は人事面において関連している者とは、①発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者、若しくは②実質的に当該支配している者を指します。

- (8) その他、詳細は企画提案実施要領によるものとします。

- (9) 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づく感染拡大防止の取組みによって、仕様の一部を受注者と協議のうえ変更することがあります。